

○会長(小坂憲次君) 次に、はたともこ君。

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。

今日は二院制についての議論でございますが、大変恐縮ではございますが、生活の党としての初めての発言でございますので、最初に党の基本政策、基本姿勢について申し述べさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

我が党の綱領には日本国憲法の記述がございまして、このようにあります。我が党は、我々が携わる国政とは、国民の厳粛なる信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれ行使し、その福利は国民がこれを享受するものであることを真摯に受け止め確認すると、憲法前文を引用しております。綱領には、続いて、正当に選挙された国会における代表者として政治を主導する権限と責任があること、その政策は国民の利益を増進するものでなくてはならないこと、国民との約束は誠実に遵守する必要があることは、正しく日本国憲法が求めているところであります。民主政治の原則であると書かれております。

我が党は自立と共生の理念の下に結党されましたが、綱領の結びにはこうあります。我が党は、諸国家、諸民族、諸文化、さらには自然とも共生する理念の下、世界の平和と持続的繁栄のための諸活動に、性別、年齢、分野を問わず積極的に参加することを求める、平和と繁栄という普遍的な目的への人類史的貢献の発信者としての日本を、全ての国民が名譽と思える時代を築くためであるとの記述がございまして、全体として日本国憲法と理念を共有していると思っております。

また、党の基本政策では具体的には憲法についての記述はございませんが、外交・安全保障政策のところで、国連憲章や日本国憲法前文の精神にのっとった安全保障基本法を制定し、国連平和維持活動への参加を進めると明記をしております。

我が生活の党は、全議員参加の総合政策会議において政策を決定しておりますが、この政策会議において憲法の議論を始めました。最初の取組といたしまして、憲法問題について長年にわたり研究、議論を積み重ねてこられました小沢一郎代表による憲法講義シリーズを始めました。既に、日本国憲法総論、また二院制についてというテーマで行いました。内容については党のホームページにアップされておりますので、是非御覧いただければと思います。

日本国憲法総論の要点は、一部メディアでも報道されました。九十六条の改正規定について、日本国憲法の理念、基本原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調の四つであり、日本国憲法は硬性憲法であって、この基本原則を否定するような憲法改正を容易にすることはできない。九十六条の要件緩和だけを先にやってみたいというのは、学問的、論理的、理念的、思想的なことからいうとへんちくりんな議論である。九十六条改正という場合には、どういう憲法を想定し、その憲法はどういう理念で作られるものかということを明確にしていかなければならない。ただ単に、何でも変えたいときに変えられるようにしたい、改正規定で何でも変えられるという類いの発想につながってしまう。それは法の理論からいうと余りにも乱暴であり、余りにも飛びはねた議論になってしまいます。ただし、みんなの総意があれば実勢に合わないものは変えればよいというところでまとまっております。

また、二院制についての論点でございますが、憲法制定時の国会の議事録を読んで頭を整理していくかと考えております。本来の二院制に期待される仕組みからいえば、全く同じものが二つあるというのは誰が考えてもいいとは思わないということでございますが、我が党といたしましては二院制でいいのではないかと思っておりますが、二院制をどうするのかという問題は、本当にその機能、権能をどのように一院と二院に与えるかということの議論をしないとどうしようもないということだろうということふうに思っております。

これらの論点に基づきまして、総合政策会議の場で議員間での議論が始まっています。この間、九十六条改正問題、二院制の問題ではほぼ議員間で認識が共有化さ

れました。特に二院制の問題については、衆議院と参議院の機能、権能について具体的に検討をしていくということが当面の結論でございます。

参議院の機能についてはいろいろな議論がございますが、私の僅かな経験から申し上げますと、例えば衆議院に設置された原子力問題調査特別委員会がなぜ参議院に設置されないかということでございます。東京電力福島第一原子力発電所事故原因の解明、放射能被曝の実態調査、原子力発電に今後どのように対応すべきか等について、六年間の任期と解散がないという参議院の特性を生かして、まさに参議院こそ原子力問題調査特別委員会を設置すべきであると考えております。

以上でございます。